



2024年 2 月 21日

各 位

会 社 名 株式会社ポピンズ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 轟 麻衣子
(コード番号 7358 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 田中 博文
(TEL. 03-6625-2753)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年 2 月 21日開催の取締役会において、2023年 3 月 29日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に、定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の招集権者および議長を取締役社長へと変更するため、現行定款第24条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長、招集通知) 第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	(取締役会の招集権者及び議長、招集通知) 第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日

2024年3月29日

(2) 定款変更の効力発生予定日

2024年3月29日

以上